

資料3

# 統合型リゾート(IR)法案に関する 提言・提案について(案)

平成23年1月24日

大阪エンターテイメント都市構想推進検討会

## 《重要ポイント》

- ◇ 政府の成長戦略にIR推進の位置づけを明確に
- ◇ 何よりも地方(地域経済の活性化・雇用促進・地方税増収)のために
- ◇ 国を挙げて万全なセーフティーネット対策を

## 《ポイント》

- 1 IR導入の目的は、国のためではなく、何より地方のために  
MICE誘致等による地域経済の活性化・雇用促進、違法カジノの排除を目的に
- 2 カジノの収益は、国の少子高齢化対策の財源ではなく、原則地域に配分し、使途も地域が自主的に  
決定できるように
- 3 施設は、単なる複合観光施設ではなく、コンベンション機能の位置づけを明確にしたIRに  
それにより、外貨獲得と情報創造発信機能の強化を
- 4 IRの区域指定数は、当初から2か所に限定せず、地域からの提案と投資ニーズ等を踏まえて決定を
- 5 地域からのIR施設の設置提案の基準は、競争原理が働き、かつ乱立を防ぐ適切な水準に設定を
- 6 地域がIR立地の提案に際し考慮すべき事項のうち、地域合意形成に必要な範囲は、地域に任せる  
のではなく、法律で明確に規定を
- 7 国はカジノの収益からではなく、事業者からのライセンス料等を財源に、再投資促進措置を(文化・  
芸術等への投資、税制優遇、減価償却特例、総合特区等)
- 8 犯罪防止、青少年への配慮、依存症対策など、カジノ導入に伴うセーフティーネット対策については、  
諸外国の先進事例を参考に、万全の対策を

## 《概要》

### 1 目的について

- 観光集客・MICE誘致による地域経済の活性化・雇用促進を図るために、特定地域に限り、カジノを提供する施設を含む複合観光施設(統合型リゾート施設)の整備を図る。
- もって、**違法カジノの排除に資する。**
- その収益をもって地域経済の振興と地域主権の推進に資する。

### 2 カジノの収益について

- カジノの収益は、原則、地域に配分(地域の責務に見合った財源確保を法案に明記)
- 収益の用途は、地域が自主的に決定

### 3 施設の定義について

- 会議施設、宿泊施設、飲食施設、物販施設や多様な遊興施設あるいは公益的施設等から構成され、
  - その中核に
    - ①コンベンション機能を行う施設
      - ⇒ コンベンションの機能(誘致体制を含めて)と面積に最低条件の設定
    - ② 世界一流のショー等を常時公演するシアター施設
    - ③カジノを行う施設
- を据えた複合的な機能を有する余暇、遊興施設

### 4 区域指定について

- 最大限10箇所に限定
- 当面の間、都市戦略の観点、地域経済への波及効果の大きさ、投資ニーズ等を優先し、その施行を**3箇所程度(or5箇所以内)**に限定

- 5 地域からのIR施設の設置提案に対する国による審査・評価の判断基準について
  - 府県域を超えた、より広範囲の地域への経済波及効果を重視
  - 地域が提案するための基準は、適切な水準に設定
- 6 地域がIR立地の提案に際し考慮すべき事項
  - 地域合意形成に必要な範囲(議会の同意等)を明確に規定
- 7 国の責務と財源について
  - 国は事業者からのライセンス料等を徴収し、カジノ施設の厳格な審査・各種規制・不正防止・安全な社会づくり等に万全の措置を講じる
  - また、IR施設の国際競争力の維持・経済波及効果の観点から、再投資促進措置(観光・文化・芸術等への投資、税制優遇、減価償却特例、総合特区等)を講じるとともに、IRの魅力を最大限引き出すための公共インフラを整備
- 8 セーフティーネット対策
  - セーフティーネット対策は第一次的には国の責務で行うものとし、特定地方公共団体は、それを補完するための取組みを推進
  - 青少年への影響を考慮して一定の距離制限を設けるなど、保護者が安心できる仕組みづくりを構築
  - 非合法組織への十分な対応
  - IR導入を契機に、その収益により依存症対策を推進
- 9 特定地方公共団体の責務と財源について
  - 特定地方公共団体は、IR施設を運営する特定事業者から、その収益の一定割合を徴収
  - その収益の用途は、特定地方公共団体が自主的に決定(福祉、医療、教育等)できるものとする
  - ただし、特定地方公共団体は以下の責務を負う
    - ①国が講じるセーフティーネット対策の補完的事務
    - ②周辺環境の維持。交通の安全と円滑化を図る配慮、地域観光の振興等